

事 務 連 絡
令和2年4月23日

各都道府県民生主管部（局）長殿
全国社会福祉協議会会長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例貸付における既存貸付原資保有額の使用について

緊急小口資金等の特例貸付については、令和元年度予備費により所要額を措置し、さらに令和2年度補正予算案に所要額を計上し、補正予算成立後、内示を行う予定であるところです。

本特例貸付については、多数の貸付申請が行われているところであり、今後の申請状況においては、補正予算の交付決定が行われるまでに、令和元年度予備費により措置した貸付原資等額が尽きてしまうことも考えられます。

この場合、特例貸付の貸付原資は、生活福祉資金会計（貸付原資）に計上されており、本則の貸付原資と併せて管理することとしていることから、生活福祉資金会計に積み立てられている既存貸付原資から貸付を行うことが可能であるので、これを使用し、必要な貸付が滞ることがないように、対応をお願いします。

各都道府県におかれましては、都道府県社会福祉協議会及び管内市町村に周知いただくよう、よろしくお願いします。また、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会に周知いただくよう、よろしくお願いします。